

* : ただし、縦式構造の場合で $\frac{\sigma_{HG}}{\sigma_Y} < \frac{1}{2}$ のときは、 $\frac{\sigma_{HG}}{\sigma_Y} = \frac{1}{2}$

表3 Cの値

		荷役専用車輛	左記以外
船の中央部の強力甲板	縦式構造	$4.6\sqrt{K}$	$\frac{3.64\sqrt{K}}{\sqrt{1-0.64f_{DH}K}}$
	横式構造	$4.9\sqrt{K}$	$\frac{5.15\sqrt{K}}{\sqrt{1-0.41f_{DH}^2K^2}}$
上記以外		$4.6\sqrt{K}$	$5.2\sqrt{K}$

ただし、縦式構造の場合、 f_{DH} は0.79/ K 未満としないこと。

30. 鋼船規則検査要領C編並びに船用材料・機器等の承認及び認定要領における改正点の解説 (タンカーの船首部への歩路に使用されるFRP製グレーチングの防火要件)

1. はじめに

2012年6月15日付一部改正により改正されている鋼船規則検査要領C編並びに船用材料・機器等の承認及び認定要領中、タンカーの船首部への歩路に使用されるFRP製グレーチングの防火要件に関する事項について、その内容を解説する。なお、本改正は、2013年1月1日以降に起工又は同等段階にある船舶に適用されている。

2. 改正の背景

ケミカルタンカー及びガスキャリアを含むタンカーには、SOLAS条約第II-1章3-3規則により船首部へ安全に到達するための歩路を備えることが要求されており、その詳細な要件についてはIMO決議MSC.62(67)に基づき本会規則に規定している。近年、この通路にFRP製グレーチングを使用するケースがあり、IACSにおいて同グレーチングに対する防

火要件について審議が行われた。その結果、上記歩路に使用されるFRP製グレーチングは、防火保全性、低火炎伝播性、低発煙性及び有毒性ガスの生成が少ない特性を備える必要があることが合意され、2011年12月にIACS統一解釈SC253として採択した。

このため、IACS統一解釈SC253に基づき、関連規定を改めた。

3. 改正の内容

改正点は以下のとおりとなっている。

- (1) 鋼船規則検査要領C編附属書C1.1.7-5. 表1.3.1において、タンカーの船首部への歩路に使用されるFRP製グレーチングに対する防火要件を改めた。
- (2) 船用材料・機器等の承認及び認定要領第2編7.4.2-5. (外国籍船舶においては、9.4.2-5)において、FRP製品に対する製造法承認試験として、有毒性ガスの生成に関する基準を規定した。

31. 鋼船規則CSR-B編における改正点の解説 (IACS CSR for Bulk Carriers, July 2010 Rule Change 1等)

1. はじめに

2012年6月15日付一部改正により改正されている鋼船規則CSR-B編中、IACS CSR for Bulk Carriers, July 2010 Rule Change 1等に関する事項について、その内容を解説する。なお、本改正は、2012年7月1日以降に建造契約が行われる船舶に適用されている。

2. 改正の背景

IACSは、主としてIACS CSR Knowledge Centre (IACS CSRに関する質問・要望及び回答) に掲載されている内容のうち、規則改正が必要なものについて規則改正を行い、2011年12月に2010年版ばら積貨物船のための共通構造規則 (IACS Common Structural Rules for Bulk Carriers, July 2010) に対